

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

広陵町長 平 岡 仁

### 広陵町条例第 1 1 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 8 年 3 月広陵町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「給料月額に」を「給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 1 年 1 1 月広陵町条例第 1 0 号。以下「平成 2 1 年改正条例」という。）の施行の日において、平成 2 1 年改正条例附則第 2 条第 1 号に規定する減額対象職員にあつては、当該給料月額に 1 0 0 分の 9 9 . 7 6 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を「もの（」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。